

- 奈良市の国民健康保険料や医療費一部負担金の減免措置について、現行制度と運用をどのように評価されておられるか、また今後の制度と運用を見直しされるお考えがおありなのかお聞かせ下さい。

国保料の未納の背景には、高すぎる保険料の問題があります。一般会計から国保会計への繰り入れで、国保料の負担軽減を図るべきです。一世帯1万円の引き下げを行います。

国保料の減免は、条例では3割から7割の減額規定にとどまり、医療費一部負担金の減免については、要綱が秘匿され、原則保険料納付者となっており、見直しが必要と考えます。

国保料の値上げにつながる広域化には反対です。

- 奈良市での短期被保険証の未発行で医療機関に受信できない無保険者実態についての現状認識と今後の対策をお聞かせ下さい。

奈良市では、国保証の留め置きや未交付が広がっていることに、胸が痛む思いです。保険料が高すぎて払えない方が、丸々10割の医療費が払えるわけもなく、受診抑制をまねくことは明白で、手遅れ事例を引き起こしかねません。留め置き、未交付は人権侵害であり許されないものであって、ただちにやめさせます。

- 子ども医療費助成制度について、現在の奈良市の制度について見直しされるお考えがおありなのかお聞かせ下さい。

市民のみなさんの強い要望と運動で、中学校卒業までの入院・通院の医療費助成の拡大を実現しましたが、窓口無料にします。

- 奈良市の保育所待機児童の現状認識と、どのように解消をめざして行かれるお考えなのかお聞かせ下さい。

2017年3月1日現在の数字で保育所待機児童は307人です。認可保育園の増設と、市立幼稚園の3年保育をすすめます。

- 介護保険について、奈良市の保険料の設定についての考えをお聞かせ下さい。

10億円もある介護保険積立金を取り崩し、保険料のすえおき、サービスの向上をめざします。

- 奈良市の特別養護老人ホームの待機者の現状と今後の解決策についてお聞かせ下さい。

特別養護老人ホーム待機者の数字的な減少は、国の制度改悪による要介護度の低い方が切り捨てられたためであって、ニーズは決して変わりません。事業所にとっては収入減につながり、人件費の捻出困難をまねき、空き部屋が生じる一方、入りたくても入れない方がおられるのは悲しむべきことです。

将来予測分析をおこない、施設整備を計画すべきであり、また要介護出現率を減らす本気のとりくみが求められていると考えます。

- **奈良市のシルバーパス制度（高齢者バス優待乗車制度）と高齢者入浴補助券廃止についての見解と今後の制度運用についてのお考えをお聞かせ下さい。**

シルバーパスは乗りついででも 100 円で利用できるようにします。高齢者の無料入浴券の復活は約 7,000 万円で可能です。

- **奈良市の医療、特に救急医療と地域医療連携についての現状認識と今後すすめて行きたいと考えておられる具体的施策についてお聞かせ下さい。**

国の政策を先取りして、奈良県は医師の「偏在」ではなく「散在」が問題として、医療機関減らしをめざそうとしていますが、とんでもないことです。奈良市の救急医療では、医師会の協力でシステムづくりがされてきました。いつまでも安心して住み続けられるまちづくり、住民本位の地域包括ケア実現に向け、行政、医療機関、医師会、そして住民参加で住民本位の地域医療構想にしていくとりくみが重要と考えます。

- **奈良市の地域包括ケアに対する現状認識と、地域包括ケアシステムの確立に向けた具体的施策についてお聞かせ下さい。**

奈良市では、地域包括支援センターの委託費を削減、総合事業への移行では今のところこれまでのサービスを継続していますが、無資格者による訪問介護予防など今後専門性を軽視した安上がりな介護予防サービスの方向にすすむ懸念があります。おごりな介護予防講座でなく、住民のなかに指導者を養成し行政、医療機関、自治会、住民あげた健康体操教室開催のような将来の要介護出現率を本気で減らすとりくみの計画、市民参加による住民本位の地域包括ケアシステムづくりをすすめていきます。

- **生活保護制度の支給基準の切り下げは、低所得者の住民税、保育料、年金保険料、介護保険料などの自己負担も連動して上がったり、就学援助が打ち切られることとなります。その結果、低所得勤労者世帯の中には、生活保護世帯以下の生活を強いられる可能性が出てきます。これは国民生活の最低レベルの引き下げにつながるおそれがあります。このような生活保護支給基準の切り下げについてのお考えをお聞かせください。また、奈良市の生活保護行政について現状認識と今後何らかの見直しが必要とお考えなのかお聞かせ下さい。**

奈良市の生活保護行政は、怠慢が指摘されたり、裁判が起こされたのは氷山の一角で、あまりにも冷たいと言わざるをえません。ご指摘のように、生活保護制度の支給基準の引き下げは、生活保護利用者の生活の切り下げにとどまらず、国民生活の切り下げになります。

憲法 25 条の生存権保障に基づく、保護基準の引き下げを国に強く求めていきます。

同時に、ケースワーカーの増員をします。

以上